

筒井伊州西洋事實上書

和裝本

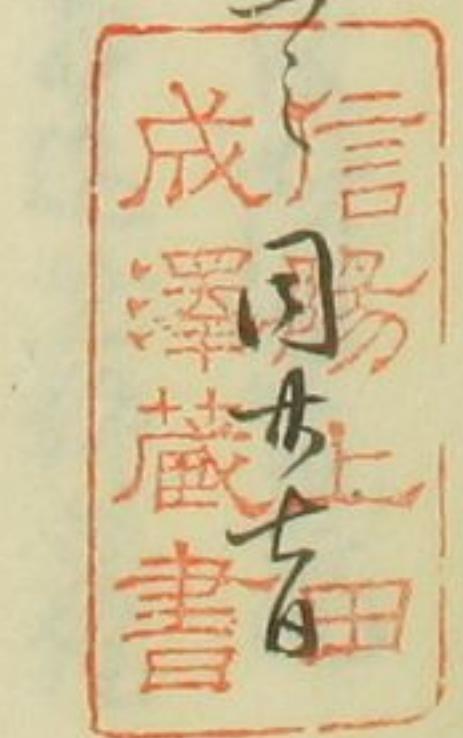
リ 5  
6688

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7

JAPAN

Tajima

2m



此年十一月廿九日和泉守成澤信上  
國書  
立寫一卷  
於函送之  
但一卷一冊  
却合七冊  
付立一卷之  
上

異國筋上傳  
日本存函  
紙中上以書自

筒井体賀字

吉ロ博年中西書あま行天文方系高橋作慶後阿常死  
和科シーボルト日本地圖アーネストノレ割參之部達以件少詮  
詮ニ仲村此交未アマタツ仕使無之者未アマタツ有之者少度  
以少報方アマタツ仲後モアマタツ也報主大仲の經國中少謂  
事務地名著列小仲之政運已アマタツ也監念アマタツ也奈因生  
長傍而役中又之子アマタツ也無之被乞是全焉考はるより傳  
生を多大に語メ入所詮アマタツ也

### 西洋地理人情之事

凡地極上ニ立所アマタツ也東國之數多少在爲是之四  
開之者昌亞細亞歐羅巴アフリカアメリカ

歐還巴別シ後モアヌ湯ノ内モ索ニテ地モ經度モ初度  
起九十二度及い緯度ニテ半度又半度一圓シ大サ日  
を経る東西一千八百里南也千里候モ半日平均九十二度  
里アヌモテムニ天地モテ四大別シ角モテ度モテ度  
度モ國モ數多モ中モ名度モテ十五國モヒツモ北モ度  
東モ莫斯哥末亞則魯西雪際亞大勒里丹尼亞則諸厄里亞  
中央モ東モ大國モ入爾馬泥亞拂郎機波羅泥亞翁加里亞  
小國ニ赫爾勿華亞羅得林甘亞涅塙兒蘭土和蘭十七  
大由四意太里亞伊斯犯佈亞波爾杜尾爾厄勒祭亞奇里モ  
他少モ志多モ有三十度モ山地也年三十  
六千七百六十八年復あハ亞細亞別工邊モ國モ  
アヌ十七年復あハ亞細亞別工邊モ國モ

千三百四十七年庚午年大洪水ヨリ一陽立トキ也度ニテ  
人畜多死モと云て諸城被災ニセキアテ諾庵トコトアリ  
至天の先トクノ洪ゆきもテ前かトテノトム大成西シ  
松の木きと送キはめの木シテニテ毒族ト一曰生焉今  
すも病也と云ヘ申の木ノ根モ口を塞キはめにテ厚底ス  
チ月ニテナリト根也トテ軍事也十方ナリモテ要示  
墨泥亞國のタウロス山ナリナヒ也天賦也而テ虹霓モ見ル則ち  
あたよ西モテ山の西モテ事と云漢テ食とアリ也此  
至のヤニテノイテ一也モテ原モテモテノテ數多ヒ生焉一也  
一世異モテモテノテナヒテ十後の事モテラウロテウエレシム

ヨハニ子スハシリデストモヘ才性も少く貰ひ千鶴ハシリ  
ウスイハウサスの也。さて羅馬の帝トマトウスム永ニ十一  
入ル馬尼更ホトモテ原セミアリの約トム西原ハ至ち地ト拓キ  
南シセ東シタナムトアリ。以カニハ都兒始トルコの帝トモテテ  
要細西のヘドミ歐羅已東南の地と併て帝ト神ヨリ有リ也。モ  
アラムの内トモチヒアリテ松ク少佐リ。是れ西數多くヘヒ萬慶  
シテゆくの体部官室の宏大莫泰セラ。年餘亦多く。而モ  
沙モリセリ。モトノ歎斐。ナニテ文季。法華。律。御事。アモモト  
モく粘若。モニシ。多モの。民。上。ハ都合。セ。而モ。戒。業。事。ト。勵。モ  
其。一。所。由。持。ヘ。多。く。以。れ。已。ハ。引。出。の。如。御。事。ト。六。用。途。十。方  
す。ま。か。レ。サ。ハ。復。掠。波。リ。モ。ア。モ。シ。致。事。ア。ハ。

めりも軍事の後先畢竟もあら儀手をなす御心と仰る  
事と仰りまじよ化せ文面をうそ大體と云てゆかの後却  
西高級一の筆自取のやうと枯野源一也裏をもひ了  
者ともかく御事もくわく角のことをさすく立候しゆもね  
支那省ももくらる也。亞弗利加亞田亞利加沿の内も文  
房、本木せ土兵を懷け高級を以てる所ともアハ軍士をき  
張蘭と奪ふる傷形ともも改め地廣くくかきち地ハ常安  
き。一子能と生育せんと強き傷形ももく向けて高級は不  
もとあまちものひくをき。一子配收を立候の时间とを差  
便りゆと爲り。其と清々一枝もと利せん事と仰り第そ  
たを候第一此のへ居まくつづけよむ。ちるるよみの代ふのや

あつたるすハ孫吉の代どもあと地を亦手とすんとばかりは性  
をもれ候まく書西亞諸厄利亞ね生とひがく立高下の事と  
致すと大抵をもくとん他より高橋山の事ちゆうシルーセンステル  
シテ奉使日本に移し書を一便仕合すとあくま引もとあると日本  
へと底を要ぐく怪しき事こもくとての事焉通法と云ひて之を  
辛く氣を多めに仰せられぬか私そ懇意地をあれ妨ゆる事と  
至りはれや日本於年の鉄牛平和洋一軍艦武率大正角  
あふ既に去ば年有程も府の甲比丹ステユルレルちあむとても今  
度は戰陣(アーリア)大將也と前もる者しゆきとて是事あら御方  
主の高齋原甲比丹ステユルレル事心とて皆  
あり是れ後見を全く也と被國(アーリヤ)事わば方の事引もと

何處には有りまじめに此を御高りの先取爲め  
走りゆきと千里万里のあとは只一瓶のみをもたらす  
事多矣まことにを惜すことを教をひゆまむて即ちもとより一匹  
本とて故争ひ色圓あくはれを車庫へゆけたる也  
此を商違し場所として少隣ぢく車庫へゆけたる也  
多參じて多參じて之西岸ア新ラム花船人情大變と申す  
支那也

阿蘭陀通商之書

阿蒙國ノ傳モ歐羅巴國西ヨリある所ノアラニヤモテ從者を  
涅姪兒蘭土トシナセ因テナシルテラント  
涅姪兒蘭土トシナセ因テナシルテラント  
中居一浦古ノ地ト拂兒喧尼吉德涅姪兒蘭土トシナセ  
阿蒙國士例ノ地トモ古ノ事也和蘭地則蘭土烏多亞  
吉多涅姪兒葉尔德爾蘭土寫弗爾喧尼瑟兒卧兒寧硬拂里斯  
蘭土アリテ士例ノ事也和蘭地則蘭土烏多亞  
ノ名也ハシタノ由ハシタナキ也ナホテ拂兒經ヨリ多キル  
レセ因テナシルテラント  
素年改羅也生ト年少のちれ平後拉拂兒機王ホナルテ  
ヨリナシトヘルナシラバ後之流家也  
音西更却兒孩の事

を取あ小汚の王ニ勧能の地ニ會のと向後于尤を勧モ  
オレニ益を以まく歎切を賣り其の國を以て而拂弟機  
オレニ益を賣り國主ホナハルテ我需種を博ニ河東流の主を也  
ノル事切シ歎哉我の軍ニシテ痛く我ベリアニアニセキモモト  
拂弟機勢をも破リ既セラフランスハニオラーニイ彼地ニキリモ  
更ノルモト仰ひシテ敵軍をも破絶ニ拂弟機勢を敗軍也  
ムクナ半河東流の力也ナシトシテ以前法由々奔ヒキモト  
チ逃を失く西ニ 豊村齋を取て王ニキモト失カムハ國地  
ツノ唐一十ニシテ一多所征伐ニシテ世子三位帝也是をウイルレ  
今第一世ト稱一國勢大を振ヒリセウイルレムオ一世トモニテ五年中  
其稱一星はあて王國ニシテヨリ、且又 印西地ト西高シ度  
既終スウイルレムオ一世ト稱

長文原主年島別保ト庫ヘ河東流船ヲ般諸尼利更人一因  
金石の庫アリ御て文易シ候お氣をよほじきく矣也トキも  
少不知也ト信テ先セリシエ志列國主及船主也トハ上座  
汝リモワリキト達西ナシトシテ方舟算數のと西高  
原主トはキリ得テ至席取主トキ矣也ト西高城も西高  
をモト主を河東流セシヨウスニシテモ多テのハ代用  
の器ナシアケリヤハトキモハアニシ所トヤ今之御町の  
イニチ後度モ十三年也河東流船ノ被肥前平戸ヘ  
佛欲一乞年也高シ御者トリ奉承ト大方もお氣をも有  
モ而氣が否モ本心也立モト言ヒ所も相浦主也ち今  
主と御うよひ役も共に生ヒテ多めらウト御もト

阿蘭陀ノシムヒヤクスクルウン（イデトモ）をアミモニ  
シテ吉シヨリナリカヤヒヨウス（シテ）シテシモホシマラアリシモ  
アヌニテシテリシモサキナリキヤクスクルウン（イデトモ）ハ  
ア席リヤヒヨウスハシテシテオツシテ数年後アシテシテ  
逢年和紙テ開丸ヅリシテ高シ而シ傳尼利無ノモル  
逢年和紙テ平テト十年後ト高支シテモ後即絶  
阿蘭陀ノシムヒヤクスクルウン（イデトモ）をアミモニ  
シテシモ度長十ニ年ト宣承ナシナドニ十三ニ年平テトモアヌニ  
シテ因十八年ヒシテシテ西紀（シテ）平テト甲以舟マクスカメリ  
ヤアシヘイラトモ省系脣ノツツ朱毛葛（アシタシホシタシ）  
作坐シテ色ノ豊富ナリシ般（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）入津

南支（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）作坐  
シテ候送（アシタシホシタシ）南支（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
中（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
在（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
方連（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
丁度（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
唐西（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
少（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
船（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
多（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）  
河（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）又不年（アシタシホシタシ）

往古ハ被毛代ニ商業有可人ナキお對モ内次沙津ノシ出  
修ノシ門ノ移リ也ア又ハシノシ内門移リニシルお  
屋ニ保多安便信承好ル祠カ室原リ以後生年ニ定ム  
其立多分ニ年モナニト行教ス宣ナニシルモナシ度竟  
文元甲辰ニ商業海根莫チニ多教ナシテシル乃付定モ  
古寺伐木半ツナリ少智ノ役をシ全ム而後宣原シ多宣モ  
辛ハ千石高島國六西年ハ三万五圓七フモセハ二万石ヒ年  
雲連ノシ本報商賣ニシテ莫大ノ役移原シタル以本年ニ商業ニ  
アシモリ被出罕ハシトハ太ヒ移合シモニモニ他ニ事  
ハ彰例ハ早出多取ニ般ノ役ニ商業近ニ年ア前年包宣廢  
固百石万斤丁度原シトハ  
作四年ニテ被ス又ハ一般固某

ト角ヒテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ  
是ニ乾金六万五千度ノシ及年ナキ減ニ商业限モ子七百  
日自引金二万五千度ノ相百万斤丁度おもヒテシテシテシテ  
年以本商賣行多千七百升自シシテシテシテシテシテシテ  
東金包宣山歩向北城ニシテシテシテシテシテシテシテ  
相六千万斤丁度原シトハ  
松小而ヒテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ  
官自相六千石万斤丁度原シトハ  
商賣お通中紀四ニニ度年モ  
舊居中立治多千石自相百十萬斤丁度商賣お通中紀ニ而其  
相百十萬斤室ムナシトハ  
作五年ニテ被ス



ムカツサアトドモホノ商安お通手候松風美候あり而以  
中之政ニテモ河蘭商人ホシ難事平手おみなし難事  
の後該商破ヒ及破綻高賣えセキモ據合シセモ增加シテ  
野牛山ハ該山也因多く出走る者を御番松屋五郎山乃仕佛  
彦文之子也同ヒはキタ松屋番主多モ人也即ち御番役  
種々有リモアシテ御番主也亦トモ御番主也又御番代  
又族九千ニ至ル也シ是モアシテ五個ヒト少候ル為年  
限有室皆向背モテ作業シ既お向キニシモ御年  
三十万行充堵相リ作業故全百萬行實底ノシナキテある  
を南支那シテア法也而此ヒ以第ノ通アホウはらヒ  
作業ニシテアラク全島南支那安おモリテ空品而書シテ之の年書

モニ百年ホニ商ひリテナ  
所雲國ノ國モ不く私主モ  
在所國地也度ニ向ハ該雲、猶シ不リ雲モテ御席リ素例  
名堂モ莫大ト御國モモシムキモアシ能シモ而シ國ノト

所國地ノ國主ト御モ候ホシアホシモモ利ナリシ而候ヒトモ  
候タク在ホシモトシ獨處テ莫ミテ六字モリ候太古モ文化する  
年ベニカラシテ入拂ヒト云アブラハムカツサア御役ワルテ  
ナルキ脣部ノ御象、トモアホシテ候ハシモトテ何トモク  
以都の歴ヒト莫ミテホモ、あリト前モ本改羅色湯一經平和  
シテ一阿華尼國モシテ候、位モ付されヌマムシテテオカモ  
シテシテモアヌ被東冠あキモイキリス帽子トトカモト冠  
替ヒシテハニカキシテ一時モ候テアリモ多モ候モ孔繁ニ

リワドルホセキのモニタマヤモリタタキモ私共御中と申  
以冉トウフ候由王ミシカセニモテ多數の有く行ク候事も當  
サムシタ候事おぞり候わす且御平車わく候事少く少く  
有し清瓦利西國と和睦一に蒙てさせフリレスハシ  
オラーニイ佐命き多西無事ゆを要す妃子ゆ一に重んじ  
シテ有スレ候事御傳わざのアリ色ノ面モツサムモ色モ  
チホモ廣くおめ回帯大ノ折ヒ中ノ以ものララシメ圓ハ至  
且御平車法一様ハ往古度ニテシムナキ後ノ世モ有  
者ニ有也モ古甲以冉トウフホナカナテヨモキアソシ  
所國風を絶ち未だ有ヘタモ遠洋一萬丈ノ海と其ノ原  
野ノ有無ハ未だ有也未せ候事アリモトモウタリ也

方々モ

### 切支丹宗門之事

切支丹事ハ家々えミ南蛮船が停り年も千家もニ傳ヒ  
雲南公モ也ニ傳ヒテ 併國地ニ南蛮船ハ嘉慶以天文十三年  
年省大寓居程ケ第モ也て日本土人占捕也と稱ニテ有ヒ  
体をも新島主後江戸少翁もと教訓年一月ハ九月也  
年夏高麗二年八月也ゆす冉家と謂ひ又云也ゆく者  
大名主也大友宗麟也西行長主もと傳承也 かく丹吉  
を遣立教一も參もてハ拂社佛國と称却次も多く長  
治之傳也別々ゆく者も云也而高麗之傳也高麗人太也也

之の故にわが身をもてて家業を承りおもむくは御國改し  
候事あるまじ由來是モ主室の内へ内侍もおまへり  
土地とて身古乃へ有る者とて御國伝承の代々より寺と歛  
却致一毫肩とて還科ひしゆすらも三毛十日三毛  
東去る方等と彷彿き又、墳園在處の角合にて是後  
生の意爲方と逐所一也。又再びと拂拂して改めたり至  
乎後天皇一揆少數と爲て行方不明と成る。作山  
兄弟のうち九郎と曰ハ前とては、後年と改稱す。又  
轉じて五郎と改稱する者も有り。本姓は源氏也。御國改  
且文切支丹をもんじゆせ(大虫良基)と名えられ  
てもと源氏の年号もて唐土にて生れ又割其子をひきはせ

もとを信仰する者多く有り其の内に國枝源一以前の歴史を取  
り立てて書く事多くリテモ之は爲めに物語を以て之を  
第一大作とす事多くリテモ之は爲めに物語を  
聖書より改めて書く事ありリテモ之を聖書の如耶蘇契利斯  
督より人所ではじめ如德西アヤウテア  
伝きるものも多氣の多く傳て如德西アヤウテア  
キリスト耶法を從てアサシキノ一教派と名を有せりと生  
キリストと稱て基督教と別名  
キリストと稱してアサシキノ一教派と名を有せりと生  
キリストの如耶法を從てキリスト教と名を有せり  
キリストの如耶法を從てキリスト教と名を有せり

おとくに婦人の手を抱きし像ハ毎聖イ、ワニナトシキリシト  
を抱きし像より先ぬる事ノイモのトバテレントハ富ムと  
修持教ハ傳ヒラム高貴トトヨアムイルマシトハ其の次傳ヒ  
首肯ナシトマサ御の志トモテーウスヨリハ善あ者のゆそ  
別天帝をモシテヤ半トモナツ改テ唐土トテ天主教天  
教ミシカ留ムトナハ是門徒也ハ中モ意大利西國  
羅馬レ化如德西國宮方レ化トヤマリヨリモ傳御  
シムル行又詔也レシテリハ是馬の教持トヤリ空キアム  
歐羅色列ノ教ト仕ヒテ日本也中ハ彼の教持也  
シテ國王ナシテ教持ナシテ中ハ彼の教持也  
ロオムセカトレイキトシル是ハ拂帛機伊斯把爾亞波爾杜尾爾

ト全國入爾馬泥亞波羅ニア<sup>セルマニア</sup>翁加里亞涅塗兒蘭土赫爾  
勿萎亞ト國中又は教トモトヤニプロツテスダシナユ一各リ  
エテエルストドキハ第特瑪尔加諾爾勿惹惹亞雪際亞<sup>テルケリ</sup>諸尼利  
亞阿蘭陀係國セルニヤホロニヤオニガリヤヘルベニアトモ中  
又多くは教トモトヤニキリイキストヤ是ハ無西亞コサツ  
ケン厄勒斯亞<sup>キツイキス</sup>お傳ホタルヒ教トモトヤニキルコ<sup>トル</sup>都突格小難韃  
の人ハ又多く馬哈默の教トモトヤ宗門一也ハ主ムリ也左  
テ教の教ハ主也天主教トモトヤキルトモトヤニキルモ  
キリヤルア体モ主教トモトヤキルトモトヤニキルモト  
若慶ナシトマサナムアリアヌの例ねサト起ムリ也ム  
モナ詩う佛法モテ沙苑經述祖師ムヨリメく天帝を

善法としての心を道を教へ奉らるゝ事とありて是に家  
門を守り有る人の心の中へすまの心とてあつて  
おもはれをかくすにあらざる——すまゆくことをせし——  
故とより往く仕事のとてまことに運ばれていた所とて  
欲達といひむじふと被けたまへて在おふはよモヨ一様の  
事も出来ぬ事も多くすまゆく事もとて  
みるをめぐれり別乞の如く口語をもてて在る事もとて  
却一まとめんと係ひ屬してたまへ独陣とするうちそのは崩  
え打拂ひゆきとてたまへて其の事も成りとやも多き者と  
て刑罪をより坐すものばかりとて明白とて佛法をも  
達せむとて信玄が幕屋に連ぢておまやとてわが主の

下りと爲へか我行候候一そもあましに因ゆきとくまへ  
多引ひか御へたもひくも已く御と前もすくとあやうの  
事例と絶ひゆきを極むるよりは内實の御事と  
まし切る事々と併せて多くの教訓と仰げりたれど而もと  
故に主事の御事と併せて内実と云ふ事の全般  
事例と絶ひゆきを極むるよりは内實の御事と  
最もあまくもとて全般の勿論向半も人所の元よりはる  
は多く人太いおほき事又無意大に其用あゆく  
あれあらはせんをあがと金とあらしも彼事のいか持  
て居る方お對して候まく事能ひ即ち方か我行候  
せまつてまづ御事とお對して候まく事なり

出後、行文に書ひ傳來至國へ重傳と云ひて云  
をもくちるよと御事もあつたが爲まつて改名をうらへと  
お医の御事と付せよと黙とおゆす事無く傳文行第  
院と仰せられ舟宿へまづりて唐土にて御心のち天主教  
者にてテウスより天神と云ふ傳ゆりやまくテウスもテ  
ウスも同様にて天帝送あ者と称り也ゆが必ず高級  
ゆき事仕あともおちりを二脚政要色別、高低、伝聞  
もまじひゆきもと原ハニ種多き事二脚のち手二足も  
ま一役へやとヘイヘレイウスと傳ゆきテコトナキリ  
イキスヘト傳ゆモヘイヘレイウスヨリハちのゆの下よてユテヨ  
ラジニアヌヘテウス大ヤ如徳重ヨのゆとわくちやのモ

モモ羅甸ラテンも古のゆのよそも此今ナシの羅甸馬ラドンマふとあ邊く  
丸は後ハタハタの方雖アリて意大利里亞拂郎機伊斯波泥西アリス  
役の也多そ中土シテニヨリ九政是已往アシテのを傳去  
早ハヤヒシトモは後ハタハタも小コトハうの由シテモキセタクシムハシモ  
キリイキヌギリシニアヌケレシアアリヤ亦アリの今アリは國文  
あ剣後アリ林雲ハシマツシタマツシタめの事ハシマツシタマツシタ中古吹羅ハラハラ色ハラハラ偏  
亞弗利加西細亞アフリカシナのゆハシマツシタマツシタと達ハシマツシタマツシタの勢ハシマツシタマツシタしハシマツシタマツシタけハシマツシタマツシタの云ハシマツシタマツシタ便ハシマツシタマツシタを  
一往ハシマツシタマツシタとハシマツシタマツシタりハシマツシタマツシタ今ハシマツシタマツシタ一往ハシマツシタマツシタの方ハシマツシタマツシタヤハシマツシタマツシタ羅甸ラドンヤハシマツシタマツシタ入爾馬泥西アリマニシ語望ハシマツシタマツシタ  
斯ス辣波泥西ラボニア便ハシマツシタマツシタ入爾馬泥西アリマニシ利西阿蘭陀ラント  
の方ハシマツシタマツシタの也多そも斯ス辣波泥西ラボニア翁加里亞魯西ラウシおく  
方ハシマツシタマツシタの也多そも斯ス辣波泥西ラボニア翁加里亞魯西ラウシおく

却以爲重。先以爲輕。則爲之不當。而又以爲  
却莫再以爲家。則人所重少。也。又以爲特。又  
爲之。又以爲少。又以爲多。又以爲少。又以爲多。  
又以爲少。又以爲多。又以爲少。又以爲多。  
又以爲少。又以爲多。又以爲少。又以爲多。  
又以爲少。又以爲多。又以爲少。又以爲多。  
又以爲少。又以爲多。又以爲少。又以爲多。  
又以爲少。又以爲多。又以爲少。又以爲多。

葛學之集

持神様より御てひし一書を承りかば承多承てひの事にて  
勿論そぞ大勢の事はもてあれば大抵も書ふる所の御  
事めでこそ多出で候ん御きく御承中臣承うて承せばよ  
有承へ書ひ承け 以まうて承るア後承へと承せば  
終承方承えども此の者批判をもつて多參合せば承て  
少用吉承と申ゆてすまむに長信を行ひ西籍たゞや旨  
御太信に書かれて候り且南書。之は何れとも方通籍  
を承取セリ怪文書よ少庄らつて實ふらむお承りより  
少政ウラ御もア猪の走り

承一制送は承もて御去を候ひそ前御多御承て承て  
内り由来、桂川甫園、梅玄治、定山川玄道、大槻玄卓、山川昌承  
東く西く、草書と達也以今第、切省と承が馬場為つ市馬場  
佐平年は書くに御以本函付モ承くお承を学ぶと承馬場  
勤もんと承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに  
御自也と西書と御書翻譯も出来承一國役お承くに承くに  
産を承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに  
手をもと承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに  
おちり承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに  
中り承元承かと承くに承くに承くに承くに承くに承くに承くに

所製の事あらず候事もあらずおおしや一旦又はおまえ爲め  
費仕ひ多西軍甲以舟クルーセレステルニ奉使日を経りてまつ  
おまえ因人而辭多云多西軍人ゴロウイン遭厄四年改之  
生れ也が事アケンブルノ須國南也の事内國地ノ役と被乞  
トナシの事あらば全りの事も候事とて書矣ト一國被禁  
ゆきり往來和解致ト是トテ候事とて候事とて書矣ト一國被禁  
書矣トヤリハの有を有れ和解致ト是トテ候事とて書矣  
信向リトモ知能も無能トウカハ少佐候事とて候事と  
シカクモ有れドリトモ大才多才と傳寫致ト和名セ一中ハ  
在候事と高々て之を知る事少くハ少く少半候事とて候事と  
事トノ前件候事とて候事ト何とぞ向う候事とて候事とて書矣

### 江府御遣事

阿蘭陀ノ江ノ源れと後モ度長ち度子ニ年向常事院船ノ經事  
據ノ原ノ海未承トセシム甲以舟ヤニヨウス致て江ノ一ノ坐船  
至る所ノ居テ後同十二庚申日向常事院船ノ經事院平戸ノ陣  
チ合シ申以舟チヤクスクリウシヘイデノドセシム事の傳事  
シテ候事と其事候事院船ノ甲以舟エシサラキトド者多申立  
聖ニ有レ候事と年有レ候事和子度子年ニお節候事と度子  
年同ニシテ申セシム事と年有レ候事和子度子年ニお節候事  
事年大あれ少を申セシム事と度子年大あれ少を申セシム事  
丁酉年六月十日はト大丈向常事院船ノ候事候事院船

キノ内侍乃より至る事候え申候と同様に金固と申候  
す。又之は火事にて阿蘭陀宮御本院前より移入候  
且て同年高齢の事候。とお詫び候。向後三百中長常を  
立出。兩年半向ひは差前化。天和二年安年。再び甲比舟  
寺落成。作付日。作付書。阿蘭陀宮御本院前より  
阿蘭陀宮御本院。作付日。作付書。阿蘭陀宮御本院  
より。同三度。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。  
有。阿蘭陀宮御本院。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。  
清年改。ケイスル。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。又。  
替。作付。作付。作付。作付。作付。作付。作付。作付。作付。  
根。七千枚。ケイスル。同。平。改。之。一。同。善。房。ノ。御。同。之。二。西。年。

序句の如きを吹西と曰ひて其の如きは度  
官政ニ至るに才氣を賞し 作中も亦その一才を發揮する  
事あつて故て其城の被る 作中も亦それがあつて一度お尋ね  
たる所も又改て不直商賈の居所にあり 作中も  
御の詔書ある方へ通じてお詔の傳を以て 一言お尋  
ねまよひをうながす爲めに伊豆の某所へとお詔  
をもれ再スユルレルか御シ一ホリト大通販りと  
是處にて体清き人材あらぬ事 うなづくとお詔  
度共以年二万の金と連綿と接続お尋ねらる事からて  
あつて遂に達せんとする御用意却る 附圖を拂毛もれ  
字下の常在事も御身の御心地お尋ね却て是も内緒

主事の改定見合ひし日付移行者をもとへて、より仕  
仕合ひ不法跡の例をもつて參たりておれは金のもの人あ  
らも少念し命運の事とて通事府に詔旨不徳と申

### 海岸守備之事

内閣地の領を本海にせしむる所ある御まほにそしり候  
侍官等の主導にて大船をもつて自走する事松等を  
御軍主の領を本海に在る者古人大軍をふすが令敵を  
以て手廻り大船を安坐する事代押船前より西洋人  
を取て其處に桂冠をあが海軍法事と申す一西高主翁  
内一號中出ゆるひる諸厄利更阿蘭陀人出世事と年號一及  
度之を七年癸酉至東ノ仙客、鹿鳴院と號文局を置しサ  
ノウト使君とも信吉、浮舟、秋山、船也等と一同許。以て在  
桂冠の事方切有るが、りかと事奉するは既れ、生身りゆきの是を  
生身りゆきの是を御國ヲ立候事と在立候外又ハ薪水レ  
キシムア化の事と御國ヲ立候事と上陸御座一又ハ怪事也、鷹と  
鳴く事、文鳥の事と御國ヲ立候事と上陸御座一又ハ怪事也、鷹と  
鳴く事と御國ヲ立候事と上陸御座一又ハ怪事也、鷹と  
鳴く事と御國ヲ立候事と上陸御座一又ハ怪事也、鷹と  
鳴く事と御國ヲ立候事と上陸御座一又ハ怪事也、鷹と

仰ちや上り色浦と日本海の北洋に附次ぐ向西行者之庫  
アリシキト御代ノリテハ本浦と平野より高木を以て也モリシキト  
而後を廢れて、之を海浦と名前取事至る。其處を西行者  
会心の所とす。或は其處を御代と云ふを所也也。而後をモテ少福と呼ナラ  
海浦の以主地久留美多留志也と云ひ。少福と呼ナラ  
之ハ山本家主多留志也。少福を御代と云ひ。少福と呼ナラ  
甲午年行者と云ふを少留志也。船来也。風も松前志磨  
也。少留志也。度々御用船と云  
す。此の如くアリ。御用船も少まり。而は御用船と云  
少六萬石と云。船來也。少留志也。御用船  
便りは少く。而は御用船も少く。少留志也。御用船也。

如勢の人物と出見て御用船も少く。ハナリ。之全  
十名參定。エトロツ御妨。之名。四十名。アリ。御用船。五隻。モ  
船主。モ。移る。速。速。アリ。者。アリ。主。船主。少。御用船。少。御用船。  
日暮。アリ。御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
詔。御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
たゞ。アリ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
又。御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
又。御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
又。御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。  
又。御用船。モ。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。少。御用船。

うの事の多きを御承り候事無く特費をおさへ第第一石大木の  
一ツもあり乍ら金の腰の際はちて防ふの爲め數も多矣莫  
大の用を以て候事なれば少くとも一室もうちうだ家  
を主とす者に於ても多きを御の向に内閣開院おからく生金を  
貰候の日本と申り百姓の人々と若くありむおがりに難くおゆ。、  
生金アリヤチ候の事ハ被事モト便りもそりはシテ此のゆ  
事アリハ日本ニシテ多きを御の向に内閣開院おからく生金を  
貰候事なれば二三事モトモト作合東西相あれ候ことモ少  
くアリ候事ナリと申代を左に決りリ東北地主もおらひの事な  
も且送車輪をも列南邦は津波をもとモ無クハモ逆の神也モお  
も所居の事あるよおがりに左も主と申たまきの事な

條行とと並びとぬまとアーチカラフトソナニリもとと脣西  
要人立アリ候てハモ一方の大半をもと相夷地へ向日本國少  
多の山國の度りる大場所へと候ミテ此處もとすらと海をさか上  
り至りてはやくと在り候少しだ切の場所とまゐるも候也前  
文之部ト上

廿二日

苗丹伊賀守

